

お客さま各位

大阪厚生信用金庫

手形割引業務の取扱いについて

平素より大阪厚生信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

現在、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組が進んでおり、2027年3月31日をもって電子交換所における手形交換業務の終了が決定しております。これらの状況を踏まえ、「手形割引」の取扱いについて下記の通り、2026年（令和8年）11月30日（月）をもちまして手形割引の新規受付を終了いたします。

何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

●手形割引

最終受付期限	2026年（令和8年）11月30日（月）
手形支払期日	2027年（令和9年）2月28日（日）

※割引する手形の支払期日が2027年（令和9年）2月28日以前のものを対象に、最終受付期限を2026年（令和8年）11月30日とさせていただきます。

※2027年（令和9年）3月1日以降が支払期日の手形は、割引のお取扱いができません。

※でんさいをご契約いただいているお客さまにつきましては「でんさい割引」がご利用いただけます。

以上